

唐・元晦事跡考略

—— 桂林石刻による史載の補正 ——

戸 崎 哲 彦

はじめに

元晦の伝記は、両『唐書』にも「傳」が立てられておらず、ほとんど知られていないが、例えば最近までの唐代研究の集大成であるともいえる『中国文学大辞典・唐五代卷』（中華書局1992年）には「元晦」の項（p66）を設けており、それに次のようにいう。

元晦（生卒年不詳） 郡望河南洛陽（今屬河南）、饒州刺史元洪子。寶曆元年登賢良方正・能直言極諫科。累官殿中侍御史。大和八年、充翰林學士。次年、加庫部侍郎。會昌時、遷吏部郎中、拜右諫議大夫、出爲桂管觀察使、徙爲浙東觀察使。大中元年五月、内授衛尉卿・分司東都。晦與路貫友善、有詩唱酬。今存詩一首及斷句二聯、見『全唐詩』卷五四七。文二篇、見『全唐文』卷七二一。『唐文續拾』卷五又錄存其文一篇。生平事跡見李德裕「授元晦諫議大夫制」・『唐會要』卷七六・『新唐書』卷七五「宰相世系表」五・『嘉泰會稽志』卷二・岑仲勉『翰林學士壁記注補』。

この中で「今存詩一首及斷句二聯、見『全唐詩』卷五四七」という「一」は明らかに「二」の誤り。今日に伝わる元晦の詩・文について挙げる所の『全唐詩』・『全唐文』・『唐文續拾遺』に補正すべき点が多く、また遺漏もあることは、すでに拙稿で述べた⁽¹⁾。事跡については、「授元晦諫議大夫制」・『唐會要』・「宰相世系表」・『嘉泰會稽志』・『翰林學士壁記注補』が資料として挙げられているが、「元晦」の項はすべてこれらに基づいており、中でも『翰林學士壁記注補』に拠る所が大きい。しかし、事跡を伝える基本的史料としては、まず晩唐・莫休符『桂林風土記』（光化二年899）や明・張鳴鳳『桂故』（万曆十七年1589）3「先政上」の「元晦」の条を挙げるべきであろう。たとえば、『全唐詩』所収の詩とそれらの作成の経緯は、若干の異文はあるものの、いずれも『桂林風土記』に見える。ただし、先に拙稿で考証したように、『全唐詩』の所収はその底本である明・胡震亨『唐音統籤』（崇禎八年1635）851が張鳴鳳のもう一つの

(1) 「唐・元晦の詩文の拾遺と復元」（『島大言語文化』17、2004年）。

書『桂勝』（万曆十八年1590）から採録したものであり、『桂勝』自体は『桂林風土記』に拠っている。また、元晦のまとまった伝記としては、管見の及ぶ所では、『桂故』が最も早いものであると思われる。その「先政上」に次のようにいう。

元晦：相國稹從子。其自吏部郎中授諫議大夫、制稱其“往在内廷、嘗感先顧。奮發忠懇、不私形骸。俯伏青蒲、至於雪涕”。蓋敢諫之士。出爲御史中丞・桂管觀察使、見疊綵山有于越・四望、左右回翼、心大樂之；引文穿沼、治亭院其間、晦自命名。其小記與題篆似皆出其手。寶積山亦建一亭、曰“巖光”。晦金貂有詩、今失所在。又嘗以灘山不可與温泉驪山並稱、改曰“儀”。晦於元氏、亦秀而文、有勝抱者。乃杜牧之薦其友人韓又云：“父惡晦之爲人”。將有所揚、必有所抑、又絕無指實、恐牧之斯言非篤論也。

冒頭にいう「相國稹從子」は、先の『中国文学家大辞典・唐五代卷』には見えないが、元晦の伝記で欠くことのできない一条である。ちなみに『唐音統籤』の「元晦」に「稹從子。會昌初、桂管觀察使、官至散騎常侍」、『全唐詩』547「元晦」の小伝にも「稹之從子。會昌初、桂管觀察使、終散騎常侍」という⁽²⁾。「稹從子」は『桂故』に見え、「會昌初、桂管觀察使、官至散騎常侍」は『桂林風土記』の「越亭」条に「會昌初、前使元常侍晦」と見えるのを敷衍したものである。後に明・蘇濬『廣西通志』（万曆二七年1599）24「名宦志」に載せる伝（22b）はこの『桂故』からの節録であり、清・汪森『粵西文載』（康熙四十三年1704）62「傳・名宦」に載せる伝（34b）は『蘇志』からの転載である。つまり、後の方志等に載せる「元晦傳」は『桂林風土記』・『桂故』が基になっている。その『桂故』1「先政上」の小序に「故本諸史及他書與名勒諸山者、或摭其本傳、或循其遺詠、徵以數語、略存風概、爲諸先政傳」と自ら語り、「四庫提要」は『先政』・『先獻』人各爲傳、大抵鎔鑄舊文、剪裁蔓語、務取其有關是土而不濫」と評する。ただし「先政上」の小序にはまた

唐諸先政、……夫隱山・南溪（李渤が開発）顯於西南、疊綵（山）・寶積（山）（元晦が開発）光於東北、繫二公是賴哉。李（渤）則入山而有隱操、立朝而有風議；元（晦）事不章、其授諫議之制、謂其“奮發忠懇、伏諫雪涕”、亦非無所指而然也。又其文采皆可照耀巖壑。

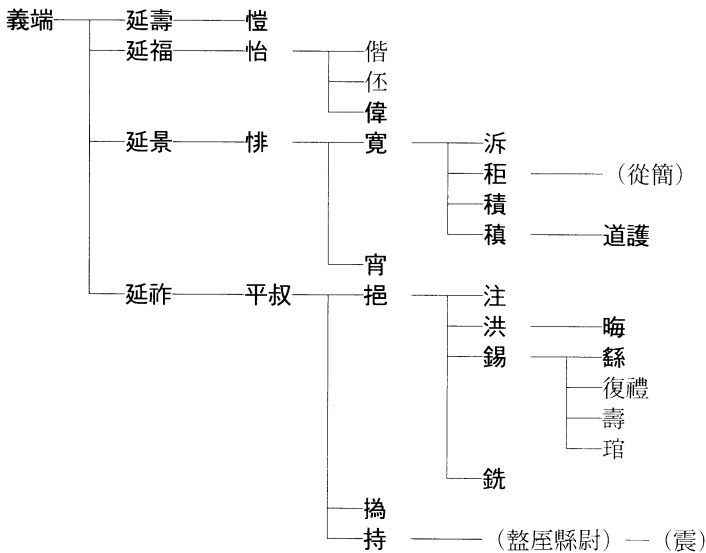
ともいうように、元晦は唐代桂林の歴史と文学を語る上で重要な人物ではある

⁽²⁾ 『全唐文』721「元晦」の小伝には「晦、饒州刺史洪子」というのみ。

が、「元（晦）事不章」、つまり事跡は張鳴鳳の博搜旁引を以てしても明かではなかった。実際、「元晦」の条は、一定の紙幅をもって紹介してはいるが、主に李徳裕「授元晦諫議大夫制」・杜牧「推韓又啓」および莫休符『桂林風土記』を資料としており、それを引用して自己の感想を若干交えているに過ぎない。以下、先に拙論で考察した桂林に現存する石刻等を資料に加えて、元晦の事跡について史書の記載を補足・修正したい。

I 元晦の世系

元晦については、両『唐書』に伝はなく、わずかに『新唐書』75下「宰相世系表」に名が見えるのみである。それに「元氏宰相一人、積」として掲げる「元氏」下に元洪の子として元晦の名を挙げる。更に早くは唐・林宝『元和姓纂』（元和七年812）4「元」に名が見える。ただ、「挹、吏部員外。生注・洪・錫。錫生緜、銑。洪、饒州刺史、生晦」とするが、『新唐書』が作るように「錫」と同じく「挹」の子、つまり「錫生緜、銑」は「銑。錫生緜」の誤りであろう⁽³⁾。後に『全唐文』721「元晦」の小伝に「晦、饒州刺史洪子」。これらによれば世系は次の図のようになる。ゴチックは「宰相世系表」にも見えるものを示し、（ ）



⁽³⁾ 岑仲勉「校記」に「據『新表』七五下、「銑」爲「錫」弟、則似應移置第一「錫」字之下」。

は本稿で言及する者を補足した。

父・元洪 (?-812以後) について

父元洪の事跡についても殆ど知られていないが、中唐の重要な人物と関係が深く、思想的にも進歩的であったことは、元晦に影響を与えたであろうものとして注意しておく必要がある。まず、元洪は白居易の友人元稹(779-830)と高祖を同じくする近い親戚であり、後述するように、元晦は元稹を「季父」と呼び、元稹は元晦を「姪」と呼んでいた。また、白居易と同じく中唐を代表する文人詩人であり思想家でもある柳宗元・劉禹錫とも親交があっただけでなく、柳・劉と共に当時政治的に朋党を成して順宗を擁立した政権であり、後に流謫されて“永貞の八司馬”と呼ばれる永貞革新派とも交流しており、政治思想の上でも近いものがあつた。そのことは柳宗元「答元饒州論春秋書」・「答元饒州論政理書」や劉禹錫「答饒州元使君書」で知られる。それにいう「饒州」刺史であつた「元」について今日まで元結・元洪・元稹・元稹の四説があるが、元洪が正しい。以下、これについて述べる。

(1) 元洪・元稹：「答元饒州論春秋書」の南宋・韓醇(『柳集』詁訓本)の注に「考『新』・『舊』史、元姓不見其爲饒州者。『新史』年表(宰相世系表)有元洪者、嘗爲饒州刺史、而時不可考。元和間(806-820)、惟有元稹、而不載其爲饒州」といい、元洪・元稹の二人いずれかの可能性を示す。『柳集』百家注本の「補注」は「答元饒州論政理書」でこの韓醇の注を引いた上でさらに「公此『書』所“與元饒州”、未詳其人。劉禹錫集中亦有『答元饒州論政理書』、大率其意與公此書同」という。『劉集』に見える「元饒州」も『柳集』にいう「元饒州」と同一人物と考えてよい。

(2) 元稹：南宋・王應麟『困學紀聞』17に「『答元饒州論春秋』、又『論政理』。按『鄱陽志』、元稹也」という。「鄱陽」は唐の「饒州」。王應麟の説は次に見る元結説に対するものであり、元洪・元稹に対するものではないが、当時の方志の記載に拠るものであって信憑性が高く、今日これに従う者が多い⁽⁴⁾。

(3) 元結：『困學紀聞』の「按『鄱陽志』、元稹也」に続いて「艾軒策問、以爲元次山。次山不與(柳)子厚同時、亦未嘗爲饒州」という。艾軒は林光朝(1114-1178)の号。元次山、名は結(719-772)は、柳子厚、名は宗元(773-819)・劉禹錫(772-842)とは時代を異にしており、林光朝の説は明らかに誤りである。

⁽⁴⁾ 柳宗元詩文編注組『柳宗元詩文選注』(陝西人民出版社1985年)「答元饒州論政理書」(p100)、瞿蛻園『劉禹錫集箋證』(上海古籍出版社1989年)「答饒州元使君書」(p261)。

これら宋人の議論をふまえて今人は新たに考証を試みている。岑仲勉『唐集質疑』(1937年)⁽⁵⁾「元饒州」では、柳「書」に「亡友呂和叔」という呂温が元和六年八月に卒していること、「今以奉獻與宣英讀之」という韓宣英(名は嘩)が元和十年に饒州司馬から召還されていることなどから、元和七年から九年頃の作であるとし、また『元和姓纂』によれば元和年間に元姓で饒州刺史となった者に元誼と元洪がいるとしながら、元稹「元萁杭州刺史等制」に「勅饒州刺史元萁等」とあり、清・勞格『讀書雜識』7が『新安志』9・『續定命録』に拠って元和十五年(810)に元萁が杭州刺史に遷っていることによって、「(元)萁須任饒(州)連六七年、是否如是、仍當於方志中求其確證」として慎重な態度をとっている。つまり王應麟の説では、元萁は元和八・九年から十五年まで六・七年もの間に互って饒州刺史であったことになる、として訝っているわけである。後に、郁賢皓『唐刺史考全編(4)』(2000年)159「饒州」は元洪を「約元和七年—九年」、元萁を「元和十五年」の在任とするが、これも岑仲勉の説を参考にしたのではなかろうか。ただし『唐刺史考全編(4)』も元稹「元萁杭州刺史等制」を元稹が知制誥であった元和十五年の作とするが、そうならば元萁は元和十五年中に饒州刺史から杭州刺史に遷っているわけであるから、饒州刺史であったのはそれ以前のことである。

一方、これよりも少し早く陳景雲『柳集點勘』(1936年)は「元饒州」に宛てた書簡の作年を元和七年から九年頃としており、これは「元饒州」が誰であるかの考証に関係する。陳景雲によれば、「言“往年曾記裴封叔宅、聞兄與裴太常言。”太常名蒞；封叔、宗人(柳宗元の姉婿)也、元和七年閏十二月尚爲國子司業、見『舊史·德宗紀』。後遷太常、卒官。則此書之作在七年後明矣。……及九年冬、柳與韓(嘩)皆奉詔赴都、去永·饒而北矣。則是書殆作於八·九年之交乎」である。したがって柳「書」は八年初から九年冬までの間に作られたのであり、この前後に元某は饒州刺史であった。元饒州が元結ではないことはすでに明らかであり、また元萁の可能性もその在任期間から見て低い。いっぽう元稹には「劉二十八以文石枕見贈仍題絕句以將厚意因持壁州鞭酬謝兼廣爲四韻(元和六年)·「留呈(劉)夢得·(柳)子厚·(李)致用(元和十年)があるように劉·柳ともに親交が厚いが、すでに韓醇がいうように元稹が饒州刺史になったことはなく、最近の研究によれば⁽⁶⁾、元和五年から九年まで江陵府士曹參軍

(5) 岑仲勉『唐人行第録(他三種)』(中華書局1962年)所収。

(6) 卞孝萱『元稹年譜』(齊魯書社1980年)・楊軍『元稹集編年箋注』(三秦出版社2002年)。

であったから、元稹ではない。また、『元和姓纂』は元洪を「饒州刺史」としており、『元和姓纂』は元和七年の作（序は十月）であるから、元洪はそれ以前に饒州刺史となっていた、あるいは七年時点でも饒州刺史であったことが考えられ、この年代は柳・劉「書」の作年の仮説、八年初から九年冬の間にも合う。このように考えれば、『元和姓纂』にいう元洪の可能性が最も高い。

元稹と元洪は同族親戚であり、ともに柳劉ら永貞の八司馬には好意的であった。ちなみに元稹「留呈」詩の「夢得・子厚・致用」は劉禹錫・柳宗元・李景儉、いずれも憲宗政権によって流謫された、唐史のいう“永貞の八司馬”の主要なメンバーである。また、元洪も流罪の身にあった劉・柳と書簡を交わしては政治・『春秋』について教を乞い、討議しており、柳宗元はその学と思想を「世所希聞、兄之學爲不負孔氏矣」・「兄書中所陳、皆孔氏大趣、無得逾焉」・「不唯充賦稅、養祿秩、足己而已、獨以富庶且教爲大任」といって賞賛し、劉禹錫も「今研核至論、淵乎有味、非游言架空之徒、喜未嘗不至抃矣」といって感服している。また、柳宗元「答元饒州論春秋書」に「往年曾記裴封叔宅、聞兄與裴太常言」というから、長安時代からの旧知でもあった。「裴封叔」は柳宗元の姉婿。さらに、元洪の弟・元錫は韋應物（737?-?）に「郡中對兩贈元錫兼簡楊凌」・「寄李儋・元錫」（『全唐詩』188）・「送元錫・楊凌」（『全唐詩』189）・「同元錫題瑯琊寺」（『全唐詩』192）等の詩があるように、楊凌とも交遊しており、楊凌（?-790?）は楊憑・楊凝の弟であって柳宗元は楊憑の婿、一に楊凝（?-803）の婿という。

当時、“八司馬”は“罪人”であって彼らとの関係を疑われるのを恐れて書簡を交わす者は少なかった。柳宗元「寄許京兆孟容書」に「得罪來五年、未嘗有故舊大臣肯以書見及者。何則、罪謗交積、群疑當道、誠可怪而畏也」。そのような中であって、柳宗元「答元饒州論政理書」には「又聞兄之蒞政三日、舉韓宣英以代己。……今負罪屏棄、凡人不敢稱道其善、又況聞之於大君以二千石（刺史の職）薦之哉。是乃希世拔俗、果於直道、斯古人之所難、而兄行之」といって称揚し、罪人である韓曄を自分に代わって刺史に推挙するという元洪の行為によって「宗元與（韓）宣英同罪、皆世所背馳者也、兄一舉而德皆及焉」、韓曄と同罪の柳宗元らへの評価であると感謝する。元洪は単に永貞八司馬に同情的であったのではなく、政治改革を断行しようとした永貞八司馬の革新的な政治思想の上でも相通ずるものがあつた。時の貴顯于頔に疎まれて誣告され鄧州刺史に流謫されたのもそのためであろう。元洪は特に『春秋』に通じていたらしく、「答

元饒州論春秋書」に「辱復書、教以『報張生書』及『答衢州書』言『春秋』、此誠世所希聞、「往年又聞（呂）和叔言兄論楚商臣一義、雖啖・趙・陸氏、皆所未及、請具錄、當疏『微指』（陸質『春秋微指』）下、以傳末學」、また「答元饒州論政理書」に「兄通『春秋』、取聖人大中之法以為理」といって、その春秋学を高く評価する。ただ柳・劉らとの書簡での論点は元洪が「懼富人流為工商浮蠹」にして「免貧病者、而不益富者税」「富室、貧之母也、誠不可破壊」を説くのに対して柳宗元は「富者税益少、貧者不免於拮据、以輸縣官、其為不均大矣」であるとして逆の弊害を説き、「一定經界、覈名實」「一社一村之制、遞以信相考」徹底した調査による事実の掌握の必要性を説くものであるが、かれらの出発点はいずれも「夫弊政之大、莫若賄賂而行征賦亂」という政治腐敗の現状認識に在る。そこで今人章士釗『柳文指要（上）』（p965）に至っては「元饒州、是子厚集團中一勤求學理通達政術之健者」とまでいう。柳宗元らの“集團”に属して行動していたかどうかは断定できないまでも、たしかにその政治論には啖叟・趙匡・陸質に始まり呂温・韓曄・韓泰・凌準・柳宗元らに継承される“集團”の新春秋学に通じるものがあるといつてよい⁽⁷⁾。

このように柳・劉は元洪の学術・思想と人と為りを高く評価し、元洪も柳・劉のそれに学ばんとしていた。それはただ書簡の応答に見られるだけではない。南宋・王象之『輿地碑記目』1（27b）「饒州」に「柳子厚『與元饒州書』、見柳文」という。これによれば、「答元饒州論春秋書」・「答元饒州論政理書」は刻石されて饒州にあった。いつの刻であるか不明であるが、饒州に刻されているのであるから、後に宋人が刻したと考えるよりも、饒州刺史であった元洪自身が刻させたものと考えべきであろう。そうならば思想と文章の師範として後世に示すべく刻したのであり、“罪人”とされていた当時においていわばその政治論文を刻する元洪は確かに「果於直道」の人であった。このような元洪の進歩的な政治思想や、それが革新的であるが故に重ねて流謫された元洪の経験は、青少年期の元晦に何らかの影響を与えたはずである。「宰相世系表」に「饒州刺史」という所から推察すれば、父元洪は元和七年の数年後、恐らく元和十五年までに、卒したものと思われる。今日、元洪の詩文は全く伝わっていないが、柳・劉に与えた「論春秋」・「論政理」の書の他に、「答元饒州論春秋書」に見える「報張生書」・「答衢州書」等があったことが知られる。

(7) 拙稿「柳宗元の明道文学——陸淳の春秋学との関係」（『中国文学報』36、1985年）・「中唐の新春秋学について」（『彦根論叢』246・247 1987年）。

伯父・元注

元洪の父、元晦の伯父である元注について事跡は未詳であるが、大暦十才子の一人李端 (?-?) の詩に「題元注林園」(『全唐詩』286) という「元注」はその人ではなかろうか。

叔父・元錫

元錫については『舊唐書』15「憲宗紀」下に元和十四年(819)六月に「以福建觀察使元錫爲宣州刺史・宣歙池觀察使」といい、岑仲勉「校記」に詳しい。また、韋應物(737?-?)に「郡中對雨贈元錫兼簡楊凌」・「寄李儋・元錫」(『全唐詩』188)・「送元錫・楊凌」(『全唐詩』189)・「同元錫題瑯琊寺」(『全唐詩』192)等の詩がある。これによれば叔父の元錫は楊凌とも交遊している。楊凌(?-790?)は楊憑・楊凝の弟。柳宗元は楊憑の婿、一に楊凝(?-803)の婿という。元錫の子・元繇についてもほとんど知られていないが、興安県乳洞巖に現存する石刻に題名がある。それにいう「元繇」は「宰相世系表」・『元和姓纂』に元錫の子として名が見える「元繇」、つまり元晦の従弟と考えてまず間違いない。乳洞巖には元晦の題名石刻も現存している。詳しくは後述。

その他、元撫は宰相李林甫(?-752)の婿であり⁽⁸⁾、岑參(715?-770)「歲暮嶺外寄元撫」詩(『全唐詩』200)がある。元持は杜甫(712-770)の比較的有名な詩「觀公孫大娘弟子舞劍器行」の序に「大暦二年十月十九日、夔州別駕元持宅、見臨穎李十二娘舞劍器」と見える人物である。

京兆府咸陽縣の人。

『中国文学家大辞典・唐五代卷』の「元晦」の項には「郡望河南洛陽」という。これが何に拠ったものか未詳であるが、同族である元稹「夏陽縣令陸翰妻河南元氏(元稹の姉)墓誌銘」に「始祖有魏昭成皇帝。後失國、今稱河南洛陽人焉」、元稹「告贈皇祖妣文」に「始兵部賜第于靖安里。下及天寶、五世其居」とあり、これに拠るものようである。いっぽう清・謝啓昆『廣西通志』(嘉慶五年1800)16「職官表・唐」の「武宗朝」下には「元晦：河南河内人、桂管觀察使」という。これも何によったのか未詳であるが、『舊唐書』165「元稹傳」に「河内人」、『新唐書』174「元稹傳」に「河南河内人」というのと同じ地であるから、あるいはこれらに拠ったものとも考えられる。ただし「河南人」と「河南河内人」は必ずしも同じではない。「河南河内人」といえば河南府河内県のこ

⁽⁸⁾ 張撝之等『中国歴代人名大辞典(上)』(上海古籍出版社1999年)。

とになるが、河南県は河南府になく、懷州に属した（今の河南省沁陽）⁹⁾。しかし、いずれにしても「元晦：河南河内人」は郡望であろう。元稹の生家について、元稹「告贈皇祖妣文」に「始兵部賜第于靖安里。下及天寶、五世其居」、白居易「河南元府君夫人鄭氏（元稹の母）墓誌銘」に「寢疾歿於萬年縣靖安里私第」、元稹「誨姪等書」に「吾生長京城」といい、また元稹「靖安窮居」詩があるのによって、京兆万年県の出身であって「河内」は郡望であるとされる。謝啓昆『廣西通志』の「元晦：河南河内人」も郡望であって、恐らく元稹の「姪」であるということから『新唐書』174「元稹傳」を直接引いたものであろう。

いっぽう元稹「唐故京兆府整屋縣尉元君墓誌銘」（『元氏長慶集』53）に「父曰都官郎中・岳州刺史某（持）。……元和十五年（820）四月某日歸祔於咸陽縣之某郷某里。……是月二十一日、猶子晦跪於予曰：“某日孤子震襄祔事、請銘于季父”。由是銘」という。これによれば元持の子、つまり元洪の従兄弟の墳墓は「咸陽縣」（今の陝西省咸陽市）にあり、同祖の一族である元晦らも咸陽出身であった可能性が高い。「咸陽縣之某郷某里」とは咸陽県奉賢郷洪瀆里であろう。元稹もこの地に埋葬された。白居易「河南元（稹）墓誌銘」に「以（大和）六年七月十二日、祔葬於咸陽縣奉賢郷洪瀆原、從先宅兆也」、白居易「元相公挽歌詞」に「後魏帝孫唐宰相、六年七月葬咸陽」といい、また元稹「唐故塩鉄転運河陰留後河南元（稹の兄・桓）君墓誌銘」に「合葬我元君于咸陽縣之洪瀆川。從先太君之後域、而共闕于夫人崔之墳」、白居易「河南元府君夫人鄭氏（元稹の母）墓誌銘」に「權祔于咸陽縣奉賢郷洪瀆原、從先姑之塋也」、韓愈「元君（稹）妻韋氏夫人墓誌銘」に「葬咸陽、從先舅姑兆」。つまり、元寛と元持およびその子等は咸陽に先祖の墳墓があり、この出身地は少なくとも元寛と元持の同祖である元義端まで遡ることができるから、元稹・元晦らも咸陽の人と考えてよい。元稹「告贈皇祖妣文」に「皇祖陳州南頓縣丞・贈尚書兵部員外郎府君（元悝）……。降及兵部（元巖）、爲隋巨人。抑揚直聲、扶衛衰俗。戸部（隋・元弘）績紹、傳於魏州（元義端）。……始兵部賜第于靖安里。下及天寶、五世其居」というから、北周に仕えて隋の「兵部」となった元巖（?-593）の時から一族は長安の靖安里に邸宅を得ていた。天寶年間まで「五世」とは元稹の祖である元悝のこと。その後も元稹が靖安里に居たことは他の詩文から明らかであるが、元稹「誨姪等書」に「吾生長京城、朋從不少」というように、「姪等」も靖安里に居たとは限

⁹⁾『桂林旅游大典』（漓江出版社1993年）「著名人物」の「元晦」（p590）は「懷州河内（今河南省沁陽）人」とする。

らず、靖安里は邸宅であって先祖の荘園と墳墓は咸陽にあったのであり、元義端以降の一族は咸陽を本籍としていたであろう。

II 元晦の事跡

●徳宗・貞元十三年（797）

父元洪、鄧州刺史となる。

『舊唐書』156「于頔傳」に「貞元十四年（798）、爲襄州刺史、充山南東道節觀察。……頔奏請無不從、於是公然聚斂、恣意虐殺、專以凌上威下爲務。鄧州刺史元洪、頔誣以贓罪奏聞、朝旨不得已爲流端州、命中使監焉。至隋州棗陽縣、頔命部將領士卒數百劫（元）洪至襄州、拘留之。中使奔歸京師、徳宗怒、笞之數十。頔又表命（元）洪其責太重、復降中使景忠信宣旨慰諭、遂除（元）洪吉州長史、然後（元）洪獲赴謫所」という。ほぼ同様の記事は『新唐書』172「于頔傳」、『資治通鑑』235の「貞元十六年（800）五月」にも見える。郁賢皓『唐刺史考全編（4）』（安徽大学出版社2000年）190「鄧州刺史」（p2612）は、元洪が饒州刺史となったのを貞元十六年とするが、恐らく『通鑑』によったものであろう。『舊書』によれば、于頔（?-818）は貞元十四年に襄州刺史・山南東道節度使となり、その管下であった鄧州刺史の元洪を贓罪で誣告して端州に流謫せんとしたが、元洪は後に改めて吉州長史に除せられた。『通鑑』は貞元十六年五月に元洪の記事を入れているが、鄧州刺史元洪が山南東道節度使于頔によって誣告されて吉州長史となるまで、ほぼ『舊書』と同じ記事を貞元十六年五月に載せているから、元洪が鄧州刺史であったのはそれ以前であり、恐らく于頔が山南東道節度使となる貞元十四年九月（『通鑑』）以前のことであろう。そこで十三年と考えるておく。

●徳宗・貞元十六年（800）

父元洪、吉州長史に貶謫される。

時の貴顯于頔の誣告によって端州に流罪されることを免れて吉州長史となる。貞元十三年の条を参照。

●徳宗・貞元十七年（801）、一歳。

元晦、この頃に生まれる。

元稹「寒食日毛空路示姪晦及從簡」（巻8「挽歌傷悼詩」）にいう「姪（おい）の晦」は元晦。「從簡」は元稹の兄・元柎の次男の名、元稹「唐故朝議郎侍御史內奉鹽鐵轉運河陰留後河南元君墓誌銘」に見える。他に易簡（兄）・行簡・弘簡

がいた。楊軍『元稹集編年箋注』（三秦出版社2002年）は周相録『元稹生平與作品考索』（未刊稿）に拠って元和十五年（820）に繋げる（p837）。元稹の詩に「我昔孩提從我兄、我今衰白爾初成。分明寄取原頭路、百世長須此路行」とあり、「爾初成」が二十歳を意味するならば、元晦の生年は貞元十七年。『左傳』哀公五年「不成而死」の注に「不成」、未冠也」。また、後述する賢良方正・能直言極諫科に及第した宝曆元年（825）は二十五歳、進士科に及第したと推定される長慶二年（822）は二十二歳ということになり、二十代前半の及第は当時のエリート官僚の例に照らして妥当するものであり、貞元十七年を生年と考えて大過なかるう。少なくとも元和年間（806-820）の生まれではなく、貞元年間（785-804）、恐らくその末に近い頃の生まれである。

● 憲宗・元和七年（812）、一二歳。

父元洪、饒州刺史となり、韓曄・柳宗元・劉禹錫らと政道を論じて交流す。

元洪の官について、「宰相世系表」・『元和姓纂』ともに「饒州刺史」とする。おそらく終官であろう。柳宗元「答元饒州論春秋書」・「答元饒州論政理書」、劉禹錫「答饒州元使君書」があり、それにいう「元饒州」は元洪。詳しくは前の「元晦の世系」。

● 憲宗・元和十五年（820）、二〇歳。閏正月に穆宗即位。

元震の父（元持の子）のために元稹に「墓誌銘」を依頼。

元稹「唐故京兆府整屋縣尉元君墓誌銘」（『元氏長慶集』53）に「父曰都官郎中・岳州刺史某（持）。……元和十五年（820）四月某日歸祔於咸陽縣之某郷某里。……是月二十一日、猶子晦跪於予曰：“某日孤子震襄祔事、請銘于季父”。由是銘」。整屋縣尉元君（766-820）は元持の子。元震と元晦はともに曾孫の関係になる。この年、元稹（779-830）は四十二歳、膳部員外郎（従六品上）、五月に祠部郎中（従五品上）・知制誥、賜緋魚袋⁽¹⁰⁾。

楊軍『元稹集編年箋注』は元稹「寒食日毛空路示姪晦及從簡」（卷8「挽歌傷悼詩」）をこの年の作とする。「姪（おい）の晦」は元晦。

● 穆宗・長慶二年（822）、二二歳。

進士科に及第す。

『桂林風土記』の「越亭」条に収める元晦「除浙東留題」詩の後に「副使路單、與金貂同年及第」という。『唐會要』76「貢舉・制科舉」に「寶曆元年（825）

⁽¹⁰⁾ 卞孝萱『元稹年譜』（齊魯書社1980年）に拠る。

四月、賢良方正・能直言極諫科：唐紳……元晦及第」として十六名を挙げており、路單の名は見えないから、それ以前に科挙、恐らく進士科に及第しているはずである。それは寶曆元年以前の遠くない過去でなければならないから、長慶年間（821-824）のことであり、長慶の二年であった可能性が高い。この頃は元稹がその人生において最も重用された時期であり、元晦の及第もこれと関係があると思われる。すなわち、元和十五年（820）閏一月に穆宗が即位すると元稹は膳部員外郎（従六品下）から祠部郎中（従五品上）・知制誥に抜擢され、つまり郎から大夫（賜緋魚袋、五品）となり、長慶元年（821）には中書舍人（正五品上）・翰林承旨学士に進むが、十月に河東節度使裴度に弾劾されて学士を罷免。翌二年、二月には工部侍郎（正四品下）・同平章事となって裴度（765-839）とともに宰相に加わるが、六月に裴度は尚書左僕射になり、いっぽう元稹は同州刺史に出され、「諫官論責裴度太重、元稹太輕」として⁽¹¹⁾、翌三年に越州刺史に遷される。次に注意すべきものに、長慶元年の科挙選考をめぐる大きな対立があった。皇帝の交替期には中央官僚におけるの新旧の政権争いが起こるのは常のことであるが、元和十五年（820）閏一月に穆宗が即位すると、官僚の人事が刷新され、将来の官僚への関門である科挙の及第者をめぐって異議が出された。『舊唐書』等によれば⁽¹²⁾、その年の知貢科挙には礼部侍郎錢徽（755-829）が当たり、十四名の及第者を発表したが、これについて宰相段文昌（773-835）が高官の請託による不当な選考であると上奏したために、穆宗は翰林学士の元稹と李紳（772-846）に諮問した。しかし段文昌と同旨の答申であったために、中書舍人王起・主客郎中知制誥白居易（772-846）に命じて再度選考させた。その結果、先の十四名のうち十名が落第し、錢徽はその責任をとって江州刺史に貶しめられた。翌年の知貢挙は礼部侍郎王起（760-847）が当たり、その下での進士及第者には元稹の親友・白居易の従父弟である白敏中（792-861）がいる。このような状況から推察すれば、元晦の及第も長慶二年であった可能性が高い。

元晦と「同年及第」の「路單」は一に「路貫」に作る。『桂林風土記』学海類編本は「路單」に作が、『唐音統籤』851・『全唐詩』547および『桂勝』は「路貫」に作る。また、清・朱彝尊『曝書亭集』44「桂林風土記跋」に「閩謝在杭

(11) 『舊唐書』16「穆宗紀」。

(12) 『舊唐書』16「穆宗紀」、168「錢徽傳」に「(段)文昌赴鎮(蜀川)、辭日內殿面奏、言(錢)徽所放進士鄭朗十四人、皆子弟藝薄、不當在選中。穆宗以其事訪於學士元稹・李紳二人、對與(段)文昌同。遂命中書舍人王起・主客郎中知制誥白居易於子亭重試。……而十人不中選」。

“小草齋”所録、舊藏除〔徐〕惟起家、卷尾稱“獲諸錢塘沈氏”、是洪武十五年（1382）抄傳。雖非足本、中載張固・盧順之・張叢・元晦・路單・韋瓘・歐陽臚・李渤諸人詩」というから、朱彝尊の見た洪武抄本は「路單」に作っていたらしいが、「四庫提要」では同文を引いて「此本在杭手識、及洪武年月、與彝尊所言合、蓋即所見本也」といいながら、「路貫」に作っている。たしかに中唐から晩唐にかけて路貫と路單の二人がいた。元晦の進士及第は『登科記考』に録されていないが、路單については27「附考・進士科」に「路羣・路庠・路單：『舊書・路巖傳』“季登生三子、羣・庠・單、皆登進士第。羣、字正夫、既擢進士、又書判拔萃”という。また、『中国文学家大辞典・唐五代卷』の「路單」の項（p777）は『舊唐書』177「路巖（829-874）傳」によって路單は路季登の子であり、「一作路貫、誤」とする。しかし「路貫」なる人物もいた。岑仲勉『元和姓纂校記』8「元」に「余按『昌黎集』二六『路應碑』：“既其子臨漢縣男（路）貫與其弟賞・貞謀曰：‘宜有刻也’、告於叔父御史大夫・鄜坊丹延觀察使（元）恕、因其族弟進士羣以來請銘”。族弟係就貫言之、貫爲元哲玄孫、斯羣亦爲應元叡・元孫」という。今、『新唐書』75下「宰相世系表」で補足し、整合させれば、次のような世系になる。

文昇——元叡——幼玉——齊暉——季登——羣・庠・單
 └——元哲——太——嗣恭——應——貫・賞・貞

「羣」・「庠」が「羊」字を共有し、「貫」・「賞」・「貞」が「貝」字を共有しているから、「路貫」に作るのに間違いなからう。しかし韓愈「襄陽郡王路應（745-811）碑」は元和六年（811）冬の作であって、それに「進士羣」というから、路群は未だ官職を得ておらず、元和六年あるいはその少し前に進士に及第しており、いっぽう路貫は碑中ですでに「臨漢縣男路貫」と呼ばれている。また、岑氏によれば路群を「族弟」と呼んでいるのは「就貫言之」であるというから、路群は路貫よりも年少であり、路單は路群の弟である。このような輩行と年代との関係からみれば、確かに路貫なる人物はいたが、元晦と同年の進士及第、つまり長慶年間（821-824）の及第と考えることは難しい。そうならな同年及第であったのは路群の弟である路單であり、「貫」に作るのは「單」の誤字ではなからうか。

●敬宗・宝曆元年（825）、二五歳。

四月、賢良方正・能直言極諫科に及第。

『唐會要』76「貢舉・制科舉」に「寶曆元年四月、賢良方正・能直言極諫科：

唐紳……元晦及第」。清・徐松『登科記考』20はこれに拠る。知貢挙は礼部侍郎楊嗣復。楊嗣復（783-848）は僕射楊於陵の子。後に開成三年（838）に宰相となり、牛僧孺（780-849?）・李宗閔（?-846）・李珣（785-853）らと朋党を結び、宰相李德裕（787-850）らと対立する。元晦は及第直後に恐らく九・八品に当たる官職を得ているはずであるが、未詳。

孟二冬『登科記考補正』（北京燕山出版社2003年）は宝曆元年「賢良方正・能直言極諫科」の「元晦」の下に「路貫」を置き、『全唐詩』卷五四七“路貫小傳”：“路貫、與元晦同登第。”按元晦登第惟見本年是科、因附此俟考。此條朱補入録“存疑”⁽¹³⁾；陳冠明補於本年⁽¹⁴⁾（p813）という。『全唐詩』の小伝は『桂林風土記』に拠ったもの。また、この「登第」は「賢良方正・能直言極諫科」の制挙ではなく、進士科であろう。

●文宗・大和三年（829）、二九歳。

御史台主簿（従七品下）となる（?）。

白居易「元（稹）墓誌銘」に「仲兄司農少卿（元）積・姪御史臺主簿某等、銜哀襄事。裴夫人・韋氏長女暨諸孤幼等、號護廡慶」という「姪御史臺主簿」は元晦のことではなかろうか。元和十五年（820）の元稹の詩に「寒食日毛空路示姪晦及從簡」があるように、姪の中でも元晦と元柁の子・元從簡が元稹に最も囑望されていた。「元（稹）墓誌銘」に「一子曰道護、三歳」、白居易「元相公挽歌詞三首」其三に「三歳遺孤新學行」というように、元稹が久しく子に恵まれていなかったことも重要な一因であろうが、恐らく当時一族の子弟の中で元晦が最も才能があり、元稹はそれを見抜いていたであろう。また、宝曆元年（825）に賢良方正・能直言極諫科に及第しているから、すでに相当の職を得ていたはずであり、「御史臺主簿」の職位（従七品下）は大和七年（833）頃の殿中侍御史（従七品上）の前に在って、同じく御史台に属していて適當である。

●文宗・大和五年（831）、三一歳。

七月、武昌軍節度使元稹（779-831）死去、享年五三歳。

白居易「元（稹）墓誌銘」に「大和五年七月二十二日、遇暴疾、一日薨於位、春秋五十三」。

●文宗・大和七年（833）、三三歳。

殿中侍御史（従七品上）となる。

⁽¹³⁾ 朱玉麒『『登科記考』補遺・訂正』（『文献』1994年3期）。

⁽¹⁴⁾ 『『登科記考』補名摭遺』（『文献』1997年4期）。

唐・丁居晦「重修承旨學士壁記」（『翰苑群書』上）に「元晦、大和八年八月九日自殿中侍御史充。九月十六日、賜緋（五品）。九年八月二十日、加庫部員外郎。九月十一日、出守本官」。逆算すれば、大和七年あるいはそれ以前に殿中侍御史であった。

●文宗・大和八年（834）、三四歳。

八月、翰林学士となる。九月、緋（五品）を賜う。

唐・丁居晦「重修承旨學士壁記」、岑仲勉「翰林學士壁記注補」。「重修承旨學士壁記」に「元晦、大和八年八月九日自殿中侍御史充。九月十六日、賜緋（五品）。唐制で官服は三品が紫、四・五品が緋、六・七品が緑⁽¹⁵⁾。また、唐の集賢院・弘文館で五品以上が学士、六品以下が直学士であるのに準じたものではなからうか⁽¹⁶⁾。元稹は数年前に死去しているが、文宗が元晦を翰林学士に起用した裏には、同じく文宗朝の宰相となった元稹の威光も働いていたはずである。当時の宰相は李徳裕・王涯。十月に山南西節度使に出されていた李宗閔が宰相に加わり、李徳裕が罷免される。『舊唐書』173「李紳傳」に「與李徳裕・元稹同在禁署（翰林学士）、時稱“三俊”、情意相善」、174「李徳裕傳」に「時（李）徳裕與李紳・元稹俱在翰林、以學識才名相類、情頗款密、而（李）逢吉之黨深惡之」。

●文宗・大和九年（835）、三五歳。

八月、庫部員外郎（従六品上）。九月、翰林学士を罷免される。

唐・丁居晦「重修承旨學士壁記」に「九年八月二十日、加庫部員外郎。九月十一日、出守本官」。清・勞格『郎官石柱題名考』3「吏部中郎」の「元晦」（90 b）に「案李徳裕『授元晦諫議大夫制』云：“〔吏部郎中元晦〕往在内庭、常感先顧、奮發忠懇、不私形骸、俯伏青蒲、至於雪涕、數共工之罪、不蔽堯聰、〔辨〕垣平之詐、益彰文徳”云云、蓋忤李訓輩故罷内職也。『舊唐書』17下「文宗紀」に「（大和九年）九月癸卯朔、奸臣李訓・鄭注用事、不附己者、即時貶黜、朝廷悚震、人不自安」。七月に李固言が宰相に加わるが、九月に罷免されて李訓が宰相に加わる。元晦は翰林学士になってから丸一年で罷免されているが、『新唐書』46「百官志」に翰林院について「入院一歳、則遷知制誥、未知制誥者不作文書」

⁽¹⁵⁾ 『新唐書』24「車服志」。

⁽¹⁶⁾ 『通典』21『集賢殿書院』・唐會要』64「史館下」・『新唐書』47「百官志」等。ただし『唐會要』57「翰林院」等には翰林学士についてそのような規定は見えないが、「興元元年十二月二十九日勅：翰林學士、朝服班序宜準諸司官知制誥同」、「大中六年十二月勅：翰林學士、自今以後、官至郎中、令知制誥」という。「知制誥」は本来は中書舍人（正五品上）の職掌、また「郎中」は従五品上。

というように、本来ならば「知制誥」に遷るはずであった。

『桂林風土記』の「越亭」条にいう「前使元常侍晦、搜達金貂、翱翔翰林、揚歷台省、……」とは、この前後の長安時代、翰林学士・吏部郎中・右諫議大夫となって活躍していた時期を指す。

近著『中国歴史人名大辞典(上)』(上海古籍出版社1999年)「元晦」(p235)は「(大和)九年、遷吏部郎中。後出建州刺史」とするが、誤り。吏部郎中になった年は、正確には断定できないにしても、開成末から会昌初の間のことであり、少なくとも建州刺史となるよりは前のこと。

●文宗・開成元年(836)、三六歳。

この頃、建州刺史に貶謫される。

杜牧(803-853)「推韓父啓」⁽¹⁷⁾に「韓及第後歸越中、佐沈公(傳師)江西宣城(大和四年830~七年833)。府罷、唐扶中丞辟於閩中(開成元年836~四年839)。罷府歸、路由建州。妻與元晦同高祖、(唐)扶惡爲(元)晦人、不省之。及(元)晦得越、乃棄產避之居常州」。唐扶(?-839)は開成四年(839)まで福州刺史であった。『舊唐書』17下「文宗紀」に「(開成元年五月)以中書舍人唐扶爲福建觀察使。……(四年閏正月)辛丑、以司農卿李圻爲福建觀察使、諫官論其不可、乃罷之。丙午、以大理卿盧貞爲福建觀察使。……(十一月)壬申、前福建觀察使唐扶卒」、『舊唐書』190下「文苑傳」の「唐次傳」に附伝して「開成初、正拜舍人、踰月、授福州刺史・御史中丞・福建團練觀察使。四年十一月、卒于鎮」⁽¹⁸⁾。したがって元晦は開成四年(839)十一月以前に建州刺史になっている。大和九年(835)九月に翰林学士を罷免されているから、あるいはこれと同時の左遷ではなかろうか。いずれにしても開成四年以前であり、暫く開成元年と考えておく。

明・張鳴鳳『桂故』は「杜牧之薦其友人韓父云：“父惡晦之爲人”。將有所揚、必有所抑、又絶無指實、恐牧之斯言非篤論也」といって杜牧の言を引き、これに懸念を示している。「(唐)扶」を「(韓)父」に作っているが、文意はその方が通る。確かに杜牧が「貞潔芳茂」の人物として推奨する韓父に嫌悪されていたというのはにわかには信じがたい。しかし杜「啓」には後に「太和八年(834)、自淮南有事至越、見韓居於境上、三畝宅、兩頃田、樹蔬釣魚、唯召名僧爲侶」とあるから、越州に田地をもっていたのは韓父であり、「韓及第後歸越中」と同じく「及(元)晦得越、棄產避之居常州」の主語も韓父である。したがって「(唐)

⁽¹⁷⁾ 『全唐文』752、『樊川文集』16。

⁽¹⁸⁾ 『新唐書』89「唐次傳」に附伝。

扶悪爲（元）晦人」は張鳴鳳が作るように「（韓）父悪爲（元）晦人」の誤りであるように思われる。いっぽう『舊書』本伝には「（唐）扶佐幕立事、登朝有名、及廉問甌閩、政事不治。身歿之後、僕妾爭財、詣闕論訴、法司按劾、其家財十萬貫、歸於二妾。又嘗枉殺部人、爲其家所訴。行己前後不類、時論非之」という。これによれば、唐扶の人生は前半と後半とで手のヒラを返したような違いがあり、後半の公私における不正・腐敗・不和は「廉問甌閩」つまり福建觀察使時代の政治とそれによって築いた家産にあった。それは「時論非之」するほどであったというから、唐扶幕下にあった韓父は「妻與元晦同高祖」であったにも関わらず、唐扶の死後、その幕府からの婦路、元晦による非難を避けて「不省之（元晦）」したのであろう。そうならば、元晦の「爲人」は唐扶とは相容れないものであったといえる。張鳴鳳の理解「父悪晦之爲人」は必ずしも正しくない。恐らく韓父は唐扶との関係から世の非難を避け、仕官するのを控えて貧寒に甘んじていた。その後、唐扶事件のほとぼりが冷めた頃に杜牧は布衣であった韓父を清廉高潔なる人物として推挙した、というのが事実に近いように思われる。したがって「牧之斯言非篤論也」というよりも、杜牧の言は元晦に対して「必有所抑」なのではなく、それはむしろ唐扶に対してであった。このような表現をした杜牧の言の裏に唐扶に対する非難の意が含まれていることは、当時その事件を知る者には容易に理解されたであろう。

なお、『舊書』にいう開成四年（839）に福建觀察使となった大理卿盧貞は會昌二年（842）頃まで在任していたのではなかろうか。郁賢皓『唐刺史考全編（5）』（2000年）は『舊書』に拠って151「福州」に「盧貞：開成四年（839）」（p2156）とするのみであるが、257「廣州」には『光緒廣州府志』17「職官表」に拠って「盧貞：會昌五年—六年（845-846）」（p3175）とする。これによれば會昌四年・五年に福州から廣州に遷ったことも考えられる。しかし興安県乳洞巖にあった題名石刻に「前廣州刺史盧貞會昌四年七月廿日北歸過此」というから⁽¹⁹⁾、盧貞が廣州の任についたのは會昌三年あるいはそれ以前であり、福州刺史は廣州刺史以前の任である。したがって盧貞の福州刺史在任は開成四年から會昌年間の初めまでであろう。

⁽¹⁹⁾ 桂林市文物管理委員會編著（張益桂執筆）『桂林文物』（広西人民出版社1980年、p125）に石刻の録文があり、また新編『興安縣志』（広西人民出版社2002年）「旅游资源」の「乳洞岩」にも「有唐代廣州刺史盧貞・越州刺史元晦題記」（p484）とあって石刻の存在を告げているが、筆者の現地調査ではそれらしきものは発見できなかった。あるいは文革期に破壊されたのであろうか。

●文宗・開成四年（839）、三九歳。

叔父の元錫（元絳の父）死去。

元錫（字は君旼）は、元晦の叔父、元絳の父。『集古録目』10に録す「唐淄王傳元錫碑」に「中書侍郎平章事李宗閔撰、翰林学士承旨工部侍郎柳公權書」、「位至淄王傳、贈尚書右僕射。碑以開成四年七月立」というから、開成四年（839）七月あるいはそのやや前に死去している。李宗閔（?-846）が「元錫傳」を撰しているのは注目に値する。当時、唐史にいう“牛・李の党争”、つまり宰相であった牛孺僧等と李徳裕との間に対立があり、李宗閔は牛僧孺党の中心的人物であった。『舊唐書』168「錢徽傳」に「李宗閔與元稹、素相厚善。初、（元）稹以直道、譴逐久之、及得還朝、大改前志、由逕以徹進達。（李）宗閔亦急於進取。二人遂有嫌隙」。元稹と李宗閔の仲は本来厚善であったが、錢徽の下で及第していた李宗閔の子婿の蘇巢が再選考で落第し、李宗閔自身も劍州刺史に貶せられて以来、二人の仲は險悪になったという。しかし「傳」を撰していることから、元稹の死後（大和四年830）も、元錫と李宗閔の関係は良好であったと考えざるを得ない。

●武宗・開成五年（840）、四〇歳。

この頃、吏部郎中（従五品上）となる。

岑仲勉『郎官石柱題名新考訂』（p13）に「依勞氏所徵事迹、晦官吏中在會昌二年」とするが、勞格『唐尚書省郎官石柱題名考』3「吏部郎中」の「元晦」の条には丁居晦「重修承旨學士壁記」・李徳裕「授元晦諫議大夫制」に続いて『桂林風土記』の「會昌初、前使元常侍、名晦、……」を引いており、「晦官吏中在會昌二年」を説くものではない。しかし『冊府元龜』457「臺省部・選任」（46a）に「元晦爲吏部郎中、會昌三年二月除右諫議大夫」とあることによって會昌二年（842）に吏部郎中であったことは容易に想像される。

後述するように元晦は會昌二年末に右諫議大夫から桂管觀察使に貶謫されているから、建州刺史から召還されて吏部郎中に遷るのはその前、開成末・會昌初の間に当たる。元晦は地方官、しかも建州（今の福建省西北部）という南方の僻地から中央の官吏、しかも吏部郎中という高位で重要なポストに就いている。この大起用の裏には、この期の政權交替が考えられる。開成五年正月に文宗が死去、替わって武宗が即位しており、それにともなって要職で大幅な人事異動があった。その最も大なるものは宰相の更迭である。開成五年五月に宰相楊嗣復が罷免されて代わって崔瑛が宰相に加わり、八月に湖南觀察使に出され、宰

相李珣も罷免されて桂管觀察使に出されると九月に李徳裕が宰相に加わる。さらに会昌元〔二?〕⁽²⁰⁾年二月には李紳が宰相に加わり、三月に湖南觀察使楊嗣復が潮州司馬に、桂管觀察使李珣が昭州刺史に貶謫され、李徳裕は司空に進む。このように中央では文宗朝の宰相が貶謫され、李徳裕党が即位したばかりの武宗のもとで勢力を拡大していた。元晦の召還がこの朝廷の交替と関係があるならば、吏部郎中となったのは開成五年か会昌元年頃であろう。宰相を罷免された楊嗣復が開成五年八月まで吏部尚書となっていたが、九月から翌年の会昌元年中まで吏部尚書は宰相李徳裕が兼任、吏部侍郎は孫簡。楊嗣復は元晦が制挙に及第した時の知制誥であるが、この度の召還と起用は李徳裕によるものではなかろうか。時の宰相である李紳と李徳裕は「元稹俱在翰林、以學識才名相類、情頗款密」であった。

●武宗・会昌二年(842)、四二歳。

十一月、右諫議大夫(従四品下)。

『冊府元龜』457「臺省部・選任」(46a)に「元晦爲吏部郎中、會昌三年二月除右諫議大夫」という。同文を取める唐・李徳裕「授元晦諫議大夫制」(『全唐文』698)、武宗「褒勉元晦詔」(『全唐文』76)には「會昌三年二月」部分は録されていない。『唐方鎮年表』7・傅璇琮『李徳裕年譜』(齊魯書社1984年、p499)・傅璇琮等『李徳裕文集校箋』(河北教育出版社2000年、p53)は『冊府元龜』に拠って会昌三年二月の作とするが、この「會昌三年」は明らかに誤りであり、「會昌元年」あるいは「會昌二年」である。その理由は以下の通り。

1) 先の拙論で考証したように元晦の作と見なされる桂林に現存する石刻「疊綵山記」に「會昌三年六月藏功、南自曲沼、上極山林」とあるから、元晦は会昌三年六月にはすでに桂州刺史・桂管觀察使に着任しており、長安から桂林までの距離を勘案すれば、長安出発あるいは桂州刺史の任命は、会昌三年二月中あるいはそれ以前である。「會昌三年二月除右諫議大夫」ならば、二月に右諫議大夫に除せられ、その直後に桂州刺史となったことになる。あり得ないことではないが、可能性は低い。

2) 孫樵「唐故倉部郎中康公(鏐)墓誌銘并序」(『全唐文』795、宋本『孫可之文集』8)に「三舉進士登上第、是歲會昌元年也。其年冬得博學宏詞、授秘書省正字。明年、臨桂元公以觀風支使來辟、換試秘書郎。五年調、再授秘書省校書郎。

⁽²⁰⁾ 『舊書』18上「武宗紀」は元年、『新書』8「武宗紀」は二年とする。

大中二年復調、授京兆府參軍」とある。勞格『郎官石柱題名考』・郁賢皓『唐刺史考全編(5)』257「桂州」はこれに拠って元晦の桂州刺史在任を会昌二年からとする。「臨桂」は桂州の治のある県名であるが、ここでは県の長官、県令を謂うものではない。県令が「以觀風支使來辟」することではなく、「觀風支使」つまり觀察支使の任命権のあるのはその長官の觀察使である。したがって「臨桂元公」とは桂州刺史・桂管觀察使の元晦と考えてまず間違いない。そこで「明年」は会昌二年であるから、元晦は会昌二年に桂管觀察使になっており、いっぽう詳しくは後述するが、興安県乳洞巖に現存する石刻題名によって五年八月まで在任していたことが知られる。つまり、元晦は会昌二年中から五年まで桂州にあったわけであり、『册府元龜』の「會昌三年二月除右諫議大夫」はこれに矛盾する。「除右諫議大夫」は「會昌三年」以前のことでなければならない。そこで「三」は「元」あるいは「二」の誤字であることが考えられる。

3) いっぽう『册府元龜』にいう「會昌三年二月」が正しく、孫樵「康公(鏐)墓誌銘」にいう「會昌元年」の「元」が「三」の誤字であることも考えられるが、この可能性は少ない。「三」の誤字ならば、康鏐は会昌三年に「三舉進士登上第」したことになるが、『登科記考』22によれば、会昌三年の「進士二十二人」全員の名が判明しており、その中に康鏐の名はない。なお、『登科記考』は会昌元年の「進士三十人」中、九人の名を判定しており、その中に孫樵「康公墓誌銘」によって「康□」を挙げているが、『孫可之文集』の巻8の篇目および巻首の「目錄」に「康鏐郎中墓銘」とあり、名は「鏐」であったことが知られる⁽²¹⁾。

4) 唐・莫休符『桂林風土記』の「越亭」条に載せる路単(桂管觀察副使)の「和元常侍『除浙東留題』」詩、つまり元晦が桂州刺史から浙東觀察使・越州刺史に除せられて作った詩に唱和した詩に「謝安致理逾三載、黃霸清聲徹九重」という。「謝安」(320-385)は越州会稽の蘭亭で王羲之らの曲水流觴の宴に加わった名士、後に宰相となる。ここでは元晦を指す。その「致理」⁽²²⁾つまり政治をすることが「逾三載」、つまり三年を越えることをいう。元晦は会昌五年八月に越州刺史に除せられるから、逆算すれば桂州刺史となったのは会昌二年である。

以上によって、元晦が会昌二年に桂州刺史・桂管觀察使となり、会昌五年八

⁽²¹⁾ 孟二冬『登科記補正』(北京燕山出版社2003年)中(p841)は陳尚君「『登科記考』正補」(『唐代文学研究』4、広西師範大学出版社1993年)が「郎官柱倉中題名」によって「僚」に作るのに従うが、『郎官石柱題名考』は部首「人」を「玉」に作る。

⁽²²⁾ 唐朝では「治」は高宗(李治)の諱であるために避けて「理」を代用する。

月までその任にあったことは明らかであり、『册府元龜』にいう「元晦……會昌三年二月除右諫議大夫」の時期には誤りがある。したがって傅氏『李德裕年譜』等が李德裕「授元晦諫議大夫制」の作年を「會昌三年二月」とするのも明かに誤りである。そこで『册府元龜』の「會昌三年」の「三」は「二」あるいは「元」と字形が似ていることによっておかした誤字であると考えられる。恐らく「元」ではなく「二」の誤字であろう。その理由は以下の通り。

1) 『册府元龜』に「元晦……除右諫議大夫。制：昔汲黯薄淮陽守、願出入禁闥、補過拾遺。則諫諍之任、實資諒直、我求其比、今得正人。吏部郎中元晦、往在内廷、嘗感先顧、……近因旌別邪正、宰弼上言、以魯公藏器、莫如置革於左右；漢后輯檻、孰若列游於公卿。是用命爾、登於文陛、……」⁽²³⁾という。この制の内容は會昌二年に行われた諫議大夫の制度改正に符合する。『唐會要』55「省號下」に次のようにいう。

會昌二年十二月、檢校司徒兼太子太保牛僧孺等奏：“伏奉十二〔一？〕月二十八日勅、中書門下奏、諫議大夫巡〔據〕『六典』‘隋氏門下省署〔置〕諫議大夫七員、從四品下⁽²⁴⁾。’自大曆二年、門下中書侍郎爲正三品、兩省遂闕四品。建官之道、有所未周。謹案『左氏傳』、袞職有闕、惟仲山甫補之、能補過也。仲山甫即周之大臣。『漢書』汲黯稱願、出入禁闥、補過拾遺。張衡爲侍中、常居幃幄、從容諷議、拾遺左右。此皆大臣之任、其秩峻、其任重、則君敬其言、而用其道。況謇諤之地、宜有老成之人、秩不優崇、則難用耆德。其諫議大夫、望改爲從四品下、分爲左右、以備兩省四品之缺。向後爲丞郎出入迭用、以重其選。伏以前代帝王、建官設正之制、互有沿革、……。今分置左右、以備兩省四品之缺。臣等參詳事理、衆議僉同。伏請著於典章、永爲定制。”勅旨依奏。

元晦は「除右諫議大夫」されているから、この例に依ったものである。しかし、その時期には問題があり、これとほぼ同じ内容の奏文が『舊唐書』18上「武宗紀」の會昌元年に見え、次のようにいう。

（會昌元年）五月辛未〔朔〕、中書門下奏：“據『六典』、隋置諫議大夫七人、從四品上〔下〕。大曆二年、升門下侍郎爲正三品、兩省遂闕四品。建官之道、

⁽²³⁾ 「制」文にはテキストによって異同があり、ここでは主に李德裕「授元晦諫議大夫制」に拠る。

⁽²⁴⁾ 「從四品下」の後に「正五品上」があるが、衍文であろう。『唐六典』8「門下省」の同条には「從四品下」のみ。また上の「署」は「置」に作る。

有所未周。『詩』云‘袞職有闕、仲山甫補之’、周・漢大臣、願入禁闥、補過拾遺。張衡爲侍郎、常居幃幄、從容諷諫。此皆大臣之任、故其秩峻、其任重、則敬其言、而用其道。況謇諤之地、宜老成之人、秩未優崇、則難用耆德。其諫議大夫、望依隋氏舊制、升爲從四品、分爲左右、以備兩省四品之闕。向後與丞郎出入迭用、以重其選。又御史中丞爲大夫之貳、緣大夫秩崇、官不常置、中丞爲憲臺之長。今寺監・少卿・少監・司業・少尹並爲寺署之貳、皆爲四品。中丞官名至重、見秩未崇、望升爲從四品。”從之。

それまでの規定では、「諫議大夫四人、正五品上」（『唐六典』8「門下省」）、「御史中丞二人、正五品上」（『唐六典』13「御史臺」）であったが、諫議大夫を左右に分けて「從四品下」、御史中丞を「從四品上」に昇格させた。これは同一の記事と見なしてよいが、『會要』は会昌二年十二月二十八日のこととし、『舊書』は会昌元年五月のこととする。恐らく『舊書』の方が誤りであろう。その理由は、(1) 『會要』に「會昌二年十二月、檢校司徒兼太子太保牛僧孺等奏」というように牛僧孺が「檢校司徒兼太子太保」であった時のことであるが、『舊書』18上「武宗紀」会昌二年四月に「檢校司徒兼太子太保牛僧孺等上章」といい、『通鑑』等によれば牛僧孺が「太子太保」となるのは会昌二年閏九月のことであるから、「會昌元年五月」のことではあり得ない。(2) 『舊書』18上「武宗紀」会昌二年十月に「帝幸涇陽、校獵白鹿源。諫議大夫高少逸・鄭朗等於閣内論：“陛下校獵太頻、出城稍遠、萬機廢弛、星出夜歸、方今用兵、且宜停止。”上優勞之。諫官出、謂宰相曰：“諫官甚要、朕時聞其言、庶幾減過。”」とあり、『通鑑』は会昌二年十一月「乙卯」(25日)のこととし、その直後に「己未(29日)、以(高)少逸爲給事中、(鄭)朗爲左諫議大夫」という。この時期は『會要』にいう「(會昌二年)十二月二十八日勅」に近く、『會要』の「十二月」は「十一月」の誤りである可能性が高い。今、李德裕に「授鄭朗等左諫議大夫制」がある。(3) 『舊書』は諫議大夫の四品官への昇格の後に御史中丞の四品昇格への改定を併記しているが、これは『舊書』の当該部分と比較してより詳細に記録している『會要』に載せる諫議大夫制改定の奏の中には見えない。いっぽう『會要』60「御史臺・御史大夫」に「會昌二年十二月、檢校司徒兼太子太保牛僧孺等奏狀：“奉十一月二十八日勅、中書門下奏、御史大夫……升爲正三品。御史中丞爲大夫之貳、緣大夫秩崇、官不常置、中丞爲憲臺之長。今九寺少卿及秘書少監以國子監司業・京兆〔少〕尹並府寺省監之貳、皆爲四品。唯御史中丞官業雖重、品秩未崇、升爲正四品下」とあり、『舊書』の「又御史中丞爲大夫之貳」以下とほぼ同じ文が見

える。ただ、『會要』58「尚書省諸司（上）・左右丞」に載せる会昌三年三月崔于の奏に「奉去年十〔一〕月二十八日勅、御史大夫進爲正三品、中丞進爲正四品」、25「文武百官朝謁班序」に載せる会昌三年二月崔于の奏に「奉去年十〔一〕月勅、御史大夫進爲正三品、寺丞進爲正四品下」とあり、月が若干異なるが、いずれにしてもこの御史台の官品改定も会昌二年冬、おそらく「十一月二十八日」であり、これは『通典』にいう諫議大夫鄭朗を右諫議大夫にした年月日に符合する。そうならば、『會要』が諫議大夫の官品改定について「會昌二年十二月、檢校司徒兼太子太保牛僧孺等奏：“伏奉十二〔一？〕月二十八日勅」という「十二月」も「十一月」の誤字であろう。『舊書』は誤って会昌元年「五月辛未」の下に入れてしまったものと思われる。

以上によって、『冊府元龜』に「元晦爲吏部郎中、會昌三年二月除右諫議大夫」という年月は誤りであり、おそらく会昌二年十一月であったと思われる。

十二月、桂州刺史・桂州管内都防禦觀察處置等使に貶謫。

唐・孫樵（?-?）「唐故倉部郎中康公（鏞）墓誌銘并序」⁽²⁵⁾に「三舉進士登上第、是歲會昌元年也。其年冬得博學宏詞、授秘書省正字。明年、臨桂元公以觀風支使來辟、換試秘書郎。五年調、再授秘書省校書郎。大中二年復調、授京兆府參軍。「臨桂」は桂州の附郭である臨桂県。「觀風支使」は觀察風俗の使、觀察使の屬官。『新唐書』49下「百官志・外官」に「觀察使・副使・支使・判官・掌書記・推官・巡官・衙推・隨軍・要籍・進奏官、各一人」。たとえば韓愈「柳州羅池廟碑」の末に「朝議郎桂管觀察支使・試太常寺協律郎上柱國陳曾篆額」。元晦は會昌二年に桂管觀察使に貶謫されており、いっぽう先に考証したように同年十一月二十八日に諫議大夫となったと思われるから、桂管觀察使になったのは十二月中である。おそらく諫議大夫としての発言が時の宰相の意にそぐわず、貶謫されたものと思われる。たとえば『舊唐書』149「蔣係傳」に「開成中、轉諫議大夫。武宗朝、李德裕用事、惡李漢、以（蔣）係與（李）漢僚壻、出爲桂官都防禦觀察使。宣宗即位、徵拜給事中・集賢殿學士判院事」、『新唐書』132「蔣係傳」に「開成末、轉諫議大夫。宰相李德裕惡李漢、以（蔣）係友婿、出爲桂官觀察使、人安其治。復坐（李）漢貶唐州刺史。宣宗立、召爲給事中・集賢殿學士判院事」という。蔣係も開成末に李德裕によって諫言大夫から桂州に貶謫されている。後述する李珣との時間的關係からみて、會昌元年二月に昭州刺史

(25) 『全唐文』795、『孫可之文集』8。

に遷された李珣に代わって桂管觀察使となったものと思われる。その後、会昌二年に元晦が桂管觀察使になっている。つまり蒋係は開成末に諫議大夫となり、その直後の会昌元年に李徳裕によって桂管觀察使に貶謫され、会昌二年にはさらに唐州刺史に貶謫されて、元晦が代わって桂管觀察使に貶謫されたのである。なお、『舊書』149「蒋係傳」によれば、蒋係・李漢は『憲宗實録』の勅撰に当たっており、『舊書』18上「武宗紀」会昌十二月に「李徳裕奏改修『憲宗實録』所載(李)吉甫不善之迹、鄭亞希旨削之、(李)徳裕更此條奏、以掩其迹」というように、かれらの貶謫は『憲宗實録』の撰と関係がある。

幕下に康鐔(桂管觀察支使・試秘書郎)、元允(桂管都防禦巡官・試秘書省校書)、路単(桂管觀察副使)等を辟し、元絳(従弟)が来ていた。

桂管觀察使・桂州刺史元晦の幕下にいた者で名の判明しているのは路単・康鐔・元允・元絳の三名。

路単は桂管觀察副使。先に挙げた『桂林風土記』の「越亭」の条に元晦「除浙東留題」詩を引いた後で、四庫全書本は「副使路貫、與金紹同年及第、和詩一首」、学海類編本は「副車路単、……」に作るが、『桂勝』は「副使路貫和」として和詩を引く。「副車」は「副使」の誤りであろう。『新唐書』49下「百官志・外官」に「觀察使・副使・支使・判官・掌書記・推官・巡官・衙推・隨軍・要籍・進奏官、各一人」。

康鐔は桂管觀察支使・試秘書郎(従六品上)。先に引いた孫樵「唐故倉部郎中康公(鐔)墓誌銘并序」に「其年冬得博學宏詞、授秘書省正字(正九品下)。臨桂元公以觀風支使來辟、換試秘書郎(従六品上)」という。「觀風支使」は觀察支使、「試秘書郎」は幕下の属官に対する処遇を示して帯びた寄祿官。たとえば韓愈「柳州羅池廟碑」(長慶元年821)⁽²⁶⁾の末に「朝議郎桂管觀察支使・試太常寺協律郎(正八品上)・上柱國陳曾篆額、吳武陵「隱山題記」(宝曆元年825)⁽²⁷⁾に「桂州刺史兼御史中丞李渤、……都防禦判官・侍御史(従六品下)内奉吳武陵、觀察判官・試大理評事(従八品下)韋礪、鹽鐵巡官・前廬州慎縣主簿路廣、館驛巡官・前潭州湘鄉縣主簿、都防禦衙推韓方明」。秘書省正字(正九品下)であったものを秘書郎(従六品上)としたのはかなり手厚い処遇であるといえる。

元允は桂管都防禦巡官・試秘書省校書(正九品上)。桂林市内にある華景洞の石刻(会昌五年)に「郴州刺史李珣、桂管都防禦巡官・試秘書省校書郎元允、會

(26) 羅振玉の影印した『宋拓柳州羅池廟碑』(油屋博文堂、大正二年1913)に拠る。

(27) 石刻は桂林市内の隱山に現存する。

昌五年五月廿六日同遊」と見える。詳しくは五年五月の条。

元繇は元晦の従弟。「宰相世系表」・『元和姓纂』に元錫の子として名が見えるのみで、他にその存在を証する資料は知られていないが、桂林市の北に位置する興安県の乳洞岩に題名石刻が現存している。興安県は唐の桂州全義県。洞



元繇題名（乳洞岩内）

内には後述するように、元晦の題記もあり、石刻に見える「元繇」は、元晦の従弟、つまり元錫の子であると考えてまず間違いなからう。

石刻には向かって左から右書き、

- 01 元繇
- 02 □□七月
- 03 十九日

と判読できる。02の上二字は「人」と「四」のような刻影があって「會昌」の二字のようにも見えるが、下には明らかに月日があるから、年号のみで年数がないのは不自然である。年号「會昌」も年数でもなければ干支が考えられるが、刻影に合うような干支はない。しばらく缺字「□」にしておく。

●武宗・会昌三年(843)、四三歳。

三月、桂管觀察使に着任。

会昌二年十二月に桂州刺史・桂管觀察使を拜命しており、長安から桂林までの距離を考えれば、その約三ヶ月後に到着しているものと思われる。また、桂林に現存する元晦「疊綵山記」石刻に「會昌三年六月藏功、南自曲沼、上極山林」というように会昌三年六月に着工しているから、桂林到着はそれ以前である。したがって着任は晩春あるいは初夏の頃であろう。元晦は会昌五年仲秋八月に桂林を去って越州に向かうが、その時の詩「除浙東留題桂林越亭」に「西鄰月色何時見、南國烟花豈再游」という。「南國」は桂林を指す。「烟花」は春の風光であり、一に「春光」に作る。この句は初めて桂林に来た時の印象的であった風光を回顧したものかも知れない。

六月、城の東北から疊綵山に及ぶ地域を開発。

元晦「疊綵山記」に「會昌三年六月藏功、南自曲沼、上極山林。四季(年)七月功既」。桂州城の東北から疊綵山までの地域の開発は会昌三年六月に着工、四年七月に竣功。「曲沼」とは今日の“八角塘”であろう。

灘山を儀山に改名。

灘山(今の象鼻山)を昭應縣の離宮“驪山”と同音であるために、儀山に改名。驪山は楊貴妃が玄宗から浴を賜ったことで知られる。『桂林風土記』の「灘山」条に「前政元常侍以其名與昭應驪山音同、故遂改爲“儀山”」⁽²⁸⁾。このような改名はしばしば行われた。たとえば『唐會要』71「州縣改置下」に「桂州、長

⁽²⁸⁾ 拙稿「桂林名山“象鼻山”與“漓山”」(『桂林旅游高等专科学校学报』13-1、2002年)に詳しい。

慶二年（822）十二月、桂管觀察使殷侗奏：“當管縣名與陵號同、及與諸州縣名同、總四縣。一縣與肅宗陵號同、桂州建陵縣、今按『圖經』牒、有脩仁鄉、伏請改爲脩仁縣。……”。從之”。桂州刺史元晦による改名の奏がいつ上られたか不明であるが、常識的に考えれば、着任後の最初の年であろう。

●武宗・会昌四年（844）、四四歳。

城の東北に大八角亭・銷憂亭等を造営。

七月、「疊綵山記」・「四望山記」・「于越山記」等を作る。

元晦「疊綵山記」に「會昌三年六月藏功、南自曲沼、上極山林。四季（年）七月功既」とあり、七月に竣功している。元晦「于越山記」に「直渚之北有虚楹釣榭。由此三逕各趨所抵、左指山隈、右向之僧舍、爲寫眞堂。北鑿山逕、由東崖茅齋、經棲眞洞」というが、さらに晚唐・莫休符『桂林風土記』の「越亭」条に「會昌初、前使元常侍晦、搜達金貂、翱翔翰林、揚歷台省。性好巖沼、時恣盤遊、建大八角亭、寫其眞於院、即寫眞院。歌台釣榭、石室蓮池、流杯亭、花葉院、時爲絶景。時潞寇初平、四郊無壘、公私宴聚、較勝爭先」と記録する。これによって大八角亭・写真院・歌台・釣榭、石室・蓮池、流杯亭・花葉院など多くの建造物のあったことが知られる。ただし写真院以下は元晦の創建ではなく、当時にすでに建てられていた可能性が高い。「時潞寇初平……」という「潞寇」とは潞州・昭義節度使劉稹の叛乱を謂う。会昌三年四月に始まり、四年七月に平定された。『舊唐書』18上「武宗紀」に詳しい。

四望山・于越山は疊綵山の西南・南に隣接（いずれも今の疊彩山公園内にある）するから、「四望山記」（石刻は現存）・「于越山記」は「疊綵山記」の直後の作であろう。「四望山記」に「山名四望、故亭爲銷憂」。

九月、疊綵山に越亭を建造、「越亭二十韻」詩を作る。

元晦「越亭二十韻」詩に「灑氣爽衣巾、涼颯輕杖屨」というのは秋の景であり、「環流馳羽觴、金英（菊花）妬妝嬈」というのは重陽節の宴を詠んだものであるから、城北から疊綵山までの開発が終わった四年の九月の作と思われる。

今日、桂林市の“于越山”の頂上に“于越亭”とよばれるものが重建されており、当地でその名は広く知られているが、その史蹟は元晦の“越亭”であると考えられている。ちなみに桂林市地方志編纂委員会『桂林市志（中）』（中華書局1997年）「歴代風景亭閣一覽表」（p1291）では“越亭”の所在地を“于越山”とし、また桂林市旅游局『桂林旅游志』（中央文献出版社1999年）に「于越山：…山頂有于越亭、亦名越亭、元晦始建、早廢、現亭爲重建」（p115）、『桂林旅游

資源』(漓江出版社1999年)にも「于越亭：……位于桂林市疊彩山于越山頂。唐會昌三至四年間、桂管觀察使元晦熱心開發疊彩山、并創建此亭。1954年重建時、曾名于越閣」(p599)という。早くは清・謝啓昆『廣西通志』233「勝迹略・署宅」の「越亭」の条に元晦「越亭」詩・「題越亭」詩や劉長卿「謫至于越亭」詩等を引いて「謹案：“越亭”、一作“于越亭”、以“于越山”爲名。還珠洞、(南宋)詹儀之題記有‘啜茗于越亭’之語、(唐)劉文房(劉長卿)有『謫至于越亭』詩。“于越”、即“於越”。或作“干越”、誤」というが、問題がある。南宋時に至っても越亭は存在していたが、その場所は于越山ではなく、今の疊彩山の風洞の北口あたりであったと思われる。これについては別稿で詳考する。

●武宗・會昌五年(845)、四五歳。

四月十日、宝積山華景洞前に巖光亭を建造、「巖光亭」詩を作る。

宝積山華景洞に現存する北宋・宋貫之「遊華景洞題名」石刻に「大宋嘉祐三年(1058)秋七月、安撫經略刑部郎中直昭文館知桂州蕭固幹臣・轉運使金部員外郎王罕師言、因宴北郊、語：臨桂令梁庚闢萊沛地、得一古洞、有刻曰“華景”。其石壁、唐桂州刺史御史中丞元晦『巖光亭詩』在焉、乃會昌五年四月十日題、蓋武宗之乙丑年也」。明・張鳴鳳『桂勝』に「華景(巖洞)前、橫塘深廣、晨飄霞綺、夕麗金波、得水而觀益增、故唐元常侍晦建亭、一曰“巖光”、以巖拂水而寫光也」。その「華景(洞)前橫塘」は今日の鉄佛塘。清代に洞前に鉄佛寺が建てられたことによって改名。

唐代の桂州城は、東は南北に漓江が流れ、南・西・北の三面は山野に囲まれている。その中で元晦は桂州城の東北に位置する疊彩山周辺および西北の宝積山周辺を開発している。つまり城北に開発の重点が置かれている。これより早く宝曆元年(825)に桂管觀察使に着任した李渤(773-832)が城の南南西にある隠山や真南にある南溪山などに遊び、亭を築き、題名・詩文を刻しているように、城南周辺はすでによりかなり開発されていた。そこで元晦の開発は残された周辺地域に自ずと向かったといえるが、李渤は北側の景勝には興味を示していなかったともいえる。この点において李渤と元晦には山水に対する美感で異なるものがあつたように思われる。また、地域の相違は美感・趣味の相違だけではなかろう。李渤の開発が城外からやや離れた地であるのに対して元晦のそれは隣接した地点にあり、独秀山(今の独秀峰)の南麓にあつた子城から見て疊彩山・宝積山はいわば城の外壁をなす天然の城壁の機能を果たしている。元晦による城北開発は、単なる「公私宴聚」のためのもの、行楽地を開発しただけでは

なく、城外周辺の整備をともなうものでもあったといえよう。

五月二十六日、李珣（郴州刺史）。桂州を経由し、元允（桂管都防禦巡官）と共に華景洞に遊ぶ。

宝積山華景洞の石刻に「郴州刺史李珣、桂管都防禦巡官試秘書省校書郎元允、會昌五年五月廿六日同遊。時（李）珣蒙恩移郡、之任桂陽。校書以京國之舊邀引尋勝。男前京兆府參軍階、進士潜・譜・措從行」⁽²⁹⁾。楊翰『粵西得碑記』（光緒二年1876）に「唐・李珣題名、刻在華景洞、絶無知人、即洞亦不識在何處。……石上多宋以後刻字。小憩石上、細尋不得唐刻、已將歸矣、忽回顧洞口石上、有鑿平一方、隱然露字迹。其地暗黒、燭以火、濯以水、諦觀之、則會昌五年李珣題名也」という。筆者は1998年から二度調査したが、見当たらなかった。少なくとも清末までは存在していたはずである。

「元」の名「允」を錢大昕『潜研堂金石文跋尾』9（16b）・陸增祥『八瓊室金石補正』74（5a）は「充」に作るが、今、謝啓昆『粵西金石略』1（16a）・楊翰『粵西得碑記』（17b）が「允」に作るのに拠る。いずれにしても元晦幕下の属官であり、元姓であるから、元晦の従弟元絳と同じく元晦の親族であった可能性が高い。李珣は牛僧孺らと共に朋党を結んで李徳裕勢力に対抗した中心的人物の一人である。今回の郴州刺史への流謫も李徳裕によるものであり、華景洞の石刻は両『唐書』の記事を補正するところがある。詳しくは別稿に譲るが⁽³⁰⁾、たとえば李珣の貶謫については史書の間にも異同があり、『舊唐書』の「武宗紀」は桂管觀察使から端州司馬とし、『新唐書』本伝は江西觀察使から昭州刺史とし、『通鑑』は桂管觀察使から昭州刺史とするが、桂林華景洞にあった石刻題名によれば李珣は郴州刺史として赴任するために桂林に立ち寄っているから、前任地は端州ではなく、桂州の東南に隣接する昭州であろう。

七月、越州刺史・浙江東觀察使に任命。「除浙東留、題桂林越亭」詩を作る。

詩に「紫泥遠自金鑾降、朱旆翻馳鏡水頭」。「朱旆」は觀察使の旗、「鏡水」は越州にある鏡湖。また、觀察副使路単にこれに唱和した詩「和元常侍『除浙東留題』」があり、それに「共喜甘棠有新詠、獨慚霜鬢又攀龍」という。「霜鬢」は元詩に「陶令風光偏畏夜、子牟衰鬢暗驚秋」とあるのに応じたもの。これらによっておよその年齢が想像される。

⁽²⁹⁾ 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・唐』（中州古籍出版社1989年）31所収（p140-141）。

⁽³⁰⁾ 拙稿「許渾与李珣（上・下）」（『社会科学家』2001-6、2002-1）。

八月中旬、桂州臨桂縣を出発。

郁賢皓『唐刺史考全編(5)』257(p3253)は宋・孔延之『會稽掇英總集』18(14a)「唐太守題名」にいう「元晦、會昌五年七月自桂管觀察使授」を引く。下に見るように元晦は八月二十日に興安縣(唐の桂州全義縣)に入り、景勝地「乳洞巖」に遊んでいる。『元和郡縣圖志』37「桂州」によれば、桂州の治・臨桂縣から全義縣までは「一百五十里」。乳洞は全義縣治の南西にある。今日の興安縣城から西南に約6kmの地点。また、臨桂縣と全義縣との間に位置する靈川縣は臨桂縣まで「六十里」。したがって桂州治から乳洞までは百里あまり、おそらく数日の行程であったと思われる。ちなみに宋代の例であるが、范成大は三日を要している⁽³¹⁾。元晦は八月中旬に桂州を出発したとみて間違いない。「七月」が正しいならば、それは発令の時点を示すものではなかろうか。なお、八月二十日の数日前といえ、中秋の明月の日に近い。

孫樵「唐故倉部郎中康公(鏞)墓誌銘并序」に「三舉進士登上第、是歲會昌元年也。其年冬得博學宏詞、授秘書省正字。明年、臨桂元公以觀風支使來辟、換試秘書郎。五年調、再授秘書省校書郎」というのも、觀察使元晦が組織した幕府の解散が會昌五年にあったことを告げている。

元晦がなぜこの時期に桂州から越州に遷されたのか、正確な所は不明であるが、一種の“量移”である。この年の五月、つまり元晦越州の命令が下される前、中央では大きな人事の更迭があった。たとえば宰相の杜悰と崔鉉が罷免され、代わって李回と崔元式が就いている。元晦の移動もこの中央の動きと何らかの関係があるであろう。

八月二十日、桂州全義縣乳洞巖に逗留、「乳洞題記」を作る。

今の興安縣、唐代の桂州全義縣の南にある乳洞巖内に元晦の名を刻した石刻が現存しており、それに「檢校左散騎常侍越州刺史元晦、會昌五年八月廿日、自此州移鎮會稽、輒輟暮程、遂權探賞」という⁽³²⁾。「左散騎常侍」は門下省左散騎常侍(従三品)。『桂林風土記』の「越亭」条に「會昌初、前使元常侍晦」。先に掲げた元繇の題名も乳洞巖内にあるから、この頃の作と思われるが、現存の石刻には「□□七月十九日」とあって明らかに「八月」ではなく、また缺字

⁽³¹⁾ 『驂鸞録』に「(乾道九年1173二月)二十七日……二十七里至興安縣、十七里入巖關。兩山之間、僅容車焉、所以限嶺南北。相傳過關、即少雪有障。二十三里過秦城。秦築五嶺之戍、疑此地也。二十八日、至滑石鋪、……二十三里至靈川縣、……六十里至八桂堂、桂林北城外之別圃也。……泊八桂堂十日、三月十日入城」。乳洞は巖關の東南に位置する。

⁽³²⁾ 拙稿「唐・元晦の詩文の拾遺と復元」(『島大言語文化』17、2004年)に詳しい。

も「五年」あるいは会昌五年の干支である「乙丑」のようには見えない。

十一月、楊漢公が桂管觀察使に着任。

『寶刻類編』5(20b)「楊漢公」に「浯溪題名：會昌五年十一月二日、永(永州)」というのは楊漢公が元晦に代わって桂州刺史・桂管觀察使に赴任する途次で書したものである。李商隱「爲滎陽公(鄭亞)赴桂州在道進賀端午銀狀」(『全唐文』773)に「謹以前觀察使楊漢公封印進上」という。また、『會稽掇英總集』によれば、元晦は桂州刺史から越州刺史に遷った後、大中元年(847)五月に中央に召還されるが、代わって楊漢公が越州刺史に就いている。

冬、越州刺史・浙東觀察使に着任。

元晦は会昌五年秋八月中旬に桂州を出発しているから、越州にはその年の冬、おそくとも十二月には到着しているであろう。

杜牧「推韓父啓」に「韓及第後歸越中、佐沈公(傳師)江西宣城(大和四年830~七年833)。府罷、唐扶中丞辟於閩中(開成元年836~四年839)。罷府歸、路由建州。妻與元晦同高祖、(唐)扶惡爲(元)晦人、不省之。及(元)晦得越、乃棄產避之居常州」。「晦得越」とは元晦が越州刺史となったこと。

●宣宗・大中元年(847)、四七歳。

五月、越州より召還され、長安に向かう。

『會稽掇英總集』18「唐太守題名記」(14a)に「元晦、會昌五年七月自桂管觀察使授、大中元年五月追赴闕中」。

六月、道中で衛尉卿(正三品)・分司東都に除せられる。

『會稽掇英總集』18「唐太守題名記」(14a)に「元晦……大中元年五月追赴闕中、路除衛尉・分司東都」。会昌六年(846)三月に武宗逝去、宣宗即位。その後、四月に武宗朝の宰相李徳裕は荆南節度使に出され、代わって五月に白居易の従父弟・白敏中が宰相に加わる。白敏中は八月に先の武宗朝で宰相李徳裕によって南方に貶謫されていた牛僧孺・李宗閔・崔珙・楊嗣復・李珣の五宰相をそれぞれ近州に量移する。いっぽう李徳裕は十月に東都留守に遷され、翌年の大中元年二月に太子少保・分司東都となる。『通鑑』248は大中元年の二月の条に「及白敏中秉政、凡(李)徳裕所薄者、皆不次用之」という。「元晦……大中元年五月追赴闕中」というのは、このような政権の交替による召還であったのではなからうか。その直後、「路除衛尉・分司東都」、つまり長安に向かう道中で衛尉卿・分司東都を拜しているが、六月に牛僧孺が李徳裕に代わって太子少保(正二品)・分司東都となり、七月に李徳裕はついに潮州員外司馬に貶謫さ

れる。

●宣宗・大中二年（848）、四八歳。

死去（?）。

衛尉卿（正三品）まで昇ったことは確かであり、正三品は人臣としての最高官位ともいえるが、そのこと及びその後のことは史書に見えない。おそらくその後ほとんど活躍することはなかった、つまり衛尉卿・分司東都の官にあってほどなく死去したものと推測される。少なくとも大中年間（847-859）の前期に死去しているはずである。生年はおそくとも貞元末年頃であると考えられるから、享年は五十歳前後であったと考えて大過なからう。ちなみに『全唐詩』547「元晦」の小伝に「稹之従子。會昌初、桂管觀觀使、終散騎常侍」という。これは『唐音統籤』の「元晦」に「稹従子。會昌初、桂管觀觀使、官至散騎常侍」によったものであるが、「官至」を安易に「終」に換えている。「散騎常侍」は『桂林風土記』の「越亭」条に見える「會昌初、前使元常侍晦」によったものであろう。

おわりに

元晦の事跡については、両『唐書』をはじめ、史書には記録がほとんど見え、また詩文の作もほとんど伝わっていないが、本稿によって元晦の世系、特に父元洪のこと、及び晩年に当たる桂管觀察使時代の事跡を中心にかなり補足し、また従来の説についても修正することができた。元稹は白居易と並んで著名にして今日多くの研究書があるが、元晦はその「姪」にして最も期待をよせた人物であり、さらに元晦の父元洪や従弟元絳に至ってもその事跡はほとんど知られていないから、これらの点において従来の元稹研究にも資する所があるであろう。元晦の生涯を振り返れば、文宗朝までは京官をほぼ順調に昇進していたが、武宗朝になると重ねて外官に左遷される。これは牛・李の党争と関係があるのではなからうか。元晦が宝曆元年（825）に賢良方正・能直言極諫科に及第した時の知貢奉が礼部侍郎楊嗣復であっただけでなく、叔父元錫らその周辺には牛僧孺派との交流が認められるが、いっぽう李紳・李徳裕の推挙と考えられる人事もある。建州・桂州・越州への度重なる左遷と翰林学士・吏部郎中・諫議大夫・衛尉卿への昇進という移動の裏には牛李の党争による人材の争奪があったように思われる。また、生卒年についても推定を試みたが、なお確証を欠く。貞元年間の末から大中年間の初に生存していたことはほぼ間違いない。

が無く、五〇歳前後で死去したと考えてよい。このような短命であったことも史書に元晦の記録がほとんど見えないことの一因として考えられよう。

(2004年11月23日)

* 本稿は平成16年（2004）度科学研究費補助金による研究（15520227「中国桂林の岩洞内に存する唐宋人の墨書と石刻の解読及びその史的研究」）の成果の一部である。